

ふるさと石川の地場産業を担い地域経済を支える中小企業の振興に関する条例（仮称）の概要案

1. 条例提案の趣旨

- ・本県の中小企業は、小規模企業がその大半を占め、多くの雇用の機会を創出し、地場産業を支え本県の経済の基盤をなすとともに、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与するなど重要な役割を果たしてきた。
- ・本県の地場産業の特徴は、機械、繊維、食品及び情報通信産業に代表される高い技術力を有するものづくり産業の集積をはじめ、藩政期からの長い歴史と伝統に培われた伝統的工芸品産業や新鮮な山や海の幸、湯量豊富な温泉及び豊かな自然に育まれた観光産業の集積であり、それを支えてきたのは中小企業である。また、県内各地域における県民生活の基盤をなす商業を支えてきたのも中小企業である。
- ・しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、消費者の需要の多様化、人口減少及び少子高齢社会の到来による国内市場の縮小などにより、本県の中小企業は厳しい経営環境に直面しており、とりわけ規模が小さく経営基盤の弱い小規模企業は特に厳しい状況にある。
- ・このような中、本県では、これまで数次にわたり産業の振興に関する指針を策定し、これを踏まえて中小企業の振興施策を講じてきた。
- ・北陸新幹線の開業という千載一遇の好機を活かし、本県の経済の健全な発展及び県民生活の更なる向上を図るため、私たちは、改めて中小企業の果たす役割と重要性について認識を共有し、中小企業の成長に向けた意欲的で創造的な取組及び小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた取組を県民挙げて支援していく必要がある。
- ・よって、小規模企業を含めた中小企業の振興について、基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、必要な施策を総合的に推進していく拠り所となる条例を制定する。

2. 目的

- ・小規模企業を含めた中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務や中小企業の事業活動と関係がある者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する基本的な施策の方向性を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

3. 基本理念

- ・中小企業者の成長及び持続的な発展に向けた経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- ・県、市町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、労働団体、県民その他中小企業の事業活動と関係がある者が連携し、及び協力して推進されること。
- ・ものづくり産業、伝統的工芸品産業及び観光産業の集積その他の本県の地場産業の強みを活かすとともに、豊富な地域資源の積極的な活用が図られること。

4. 県の責務

- ・県の策定する産業の振興に関する指針を踏まえ、総合的な施策を積極的に講じる。
- ・施策を講ずるに当たっては、主導的な役割を果たし、市町、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、労働団体、県民その他中小企業の事業活動と関係のある者と連携し、及び協力して取り組む。
- ・工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の確保に努める。

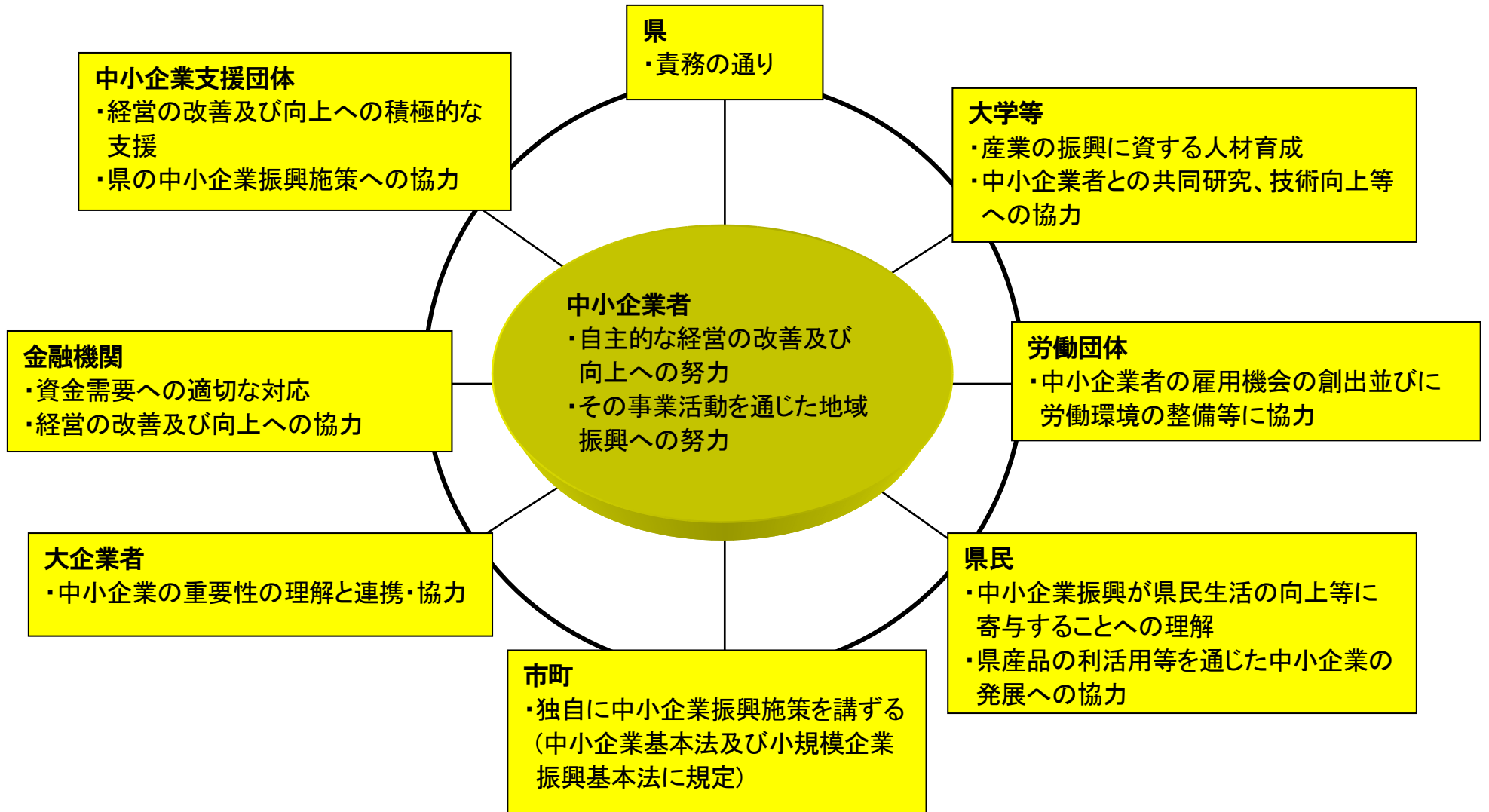
5. 基本的な施策の方向性

- 一 中小企業者の技術開発並びに新たな商品及び役務の提供の促進を図ること
- 二 中小企業者の販路開拓の促進を図ること
- 三 中小企業者の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること
- 四 中小企業者の創業及び新たな事業分野への進出の促進を図ること
- 五 多様な地域資源の活用その他の本県の特性を活かした中小企業の事業活動の促進を図ること
- 六 中小企業者の事業活動の振興に資する企業立地の促進を図ること
- 七 経営革新、事業承継、資金供給の円滑化その他の中小企業の経営基盤の強化を図ること
- 八 中小企業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること
- 九 産学金官の連携並びに異業種を含めた企業間の連携及び事業の共同化その他知的財産の活用の促進を図ること
- 十 中小企業支援団体の活動、その活動を担う人材の育成及び確保への支援その他の中小企業者が相談その他総合的な支援を受けられることができる体制の整備を図ること

6. 小規模企業の重要性を踏まえた措置

- ・小規模企業が本県の中小企業の大半を占め、地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じて自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることを踏まえ、小規模企業者の事業の持続的な発展を図るため、必要な措置を講ずるよう努める。

7. 中小企業者、関係団体及び県民の役割等



8. 市町に対する協力

- ・市町が中小企業の振興に関する施策を講じようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力を行う。

9. 財政上の措置

- ・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

10. 施行日

- ・公布の日